

女性のつながりサポート(企画提案型)事業業務委託に係る 企画提案募集に関する質問・回答

No	質問	回答
《報償費について》		
1	「報償費」は、団体の相談スタッフに支払ってもよいですか？	差し支えありません。 ただし、本事業の開催にあたって、通常の業務とは別で受ける相談に要する費用に限ります。
2	オンラインで開催した会のコーディネート費等も「報償費」として計上できますか？	オンラインで開催した会のコーディネート費につきましても、「報償費」として計上可能です。
《需用費について》		
3	需用費に消耗品とありますが、具体例を教えてください。	消耗品の具体例としては、事業の実施にあたり必要となるコピー紙、マスク、消毒液、生理用品代等が挙げられます。
4	生理用品を購入できる経費はありますか？	困難や不安を抱える女性に寄り添った相談支援の一環として生理用品等の提供を行うことは可能です。 提供する場合は、「需用費」として計上して下さい。 また、生理用品の配布につきましては、1人当たり500円程度を想定しております。
《役務費について》		
5	広告費は、「作成」を内部で行った場合、作成費は団体にいただけますか？	貴団体で作成いただいた広告につきましては、「役務費」として計上していただいて構いません。
《その他》		
6	イベントの参加費（例えば、直接の相談とは別のワークショップ等の講師費や材料費として）は相談者（参加者）から団体に徴収しても構いませんか？（無料イベントの一環ではないといけませんか？）	ワークショップ等の参加者から材料費等実費を徴収することは可能です。 ただし、事業の対象者の状況に応じたご提案をお願いいたします。